

香川県犯罪被害者等支援条例

令和3年4月1日施行

ひとりで悩まないで…

～犯罪の被害に遭われた方と
そのご家族のために～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

犯罪被害者やその家族又は遺族の方々については、犯罪の被害を受けることによって、身体や財産のみならず、精神的にも様々な困難が生じることも多く、適切な支援が必要です。

香川県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的として、香川県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

条例の内容

条例では、

- 第1章において、犯罪被害者等支援に関する基本理念や、県・県民・事業者・市町・民間支援団体の責務などを定め、
- 第2章において、犯罪被害者等支援の基本的施策を定めています。

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 県民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 市町の責務
- 第8条 民間支援団体の責務
- 第9条 犯罪被害者等支援に関する指針
- 第10条 個人情報適切な管理

第2章 基本的施策

- 第11条 相談、情報の提供等
- 第12条 心身に受けた影響からの回復
- 第13条 安全の確保
- 第14条 居住の安定
- 第15条 雇用の安定
- 第16条 経済的負担の軽減
- 第17条 県民の理解の増進
- 第18条 民間支援団体に対する支援
- 第19条 人材の育成
- 第20条 財政上の措置

条例の基本理念

条例では、次の4つの基本理念を定めています。これらの理念に基づいて、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

- 1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

